○国土交通省告示第三百四十八号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の氏名又は名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| 17071 | レクサス　ＤＢ　Ａ－ＧＲＬ10 | トヨタ自動車株式会社 | 愛知県豊田市トヨタ町１番地 |
| 17073 | レクサス　ＤＢ　Ａ－ＧＲＬ15 | 〃 | 〃 |

○国土交通省告示第三百四十九号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の氏名又は名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| 12473 | マツダ　ＤＢＡ－ＤＣ５Ｗ | マツダ株式会社 | 広島県安芸郡府中町新地３番１号 |

○国土交通省告示第三百五十号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の氏名又は名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| 16939 | プジョー　ＡＢ　Ａ－Ｗ25Ｆ02 | プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社 | 東京都渋谷区東３丁目16番３号ヒフ・ミッセイ恵比寿ビル |
| 16940 | プジョー　ＡＢ　Ａ－Ｗ２Ｗ５Ｆ02 | 〃 | 〃 |

○国土交通省告示第三百五十一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の氏名又は名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| 16594 | プジョー　ＡＢ　Ａ－Ｔ75Ｆ02 | プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社 | 東京都渋谷区東３丁目16番３号ヒフ・ミッセイ恵比寿ビル |

○国土交通省告示第三百五十二号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の氏名又は名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| 16294 | トヨタ　ＤＡＡ－ＺＶＷ30 | トヨタ自動車株式会社 | 愛知県豊田市トヨタ町１番地 |

○国土交通省告示第三百五十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年七月三十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

| 型式指定番号 | 特定装置の種類、名称及び型式 | 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式） | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|
| Ｅ43－７Ｒ－020010 | 車幅灯　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100―69020 | 該当なし | 株式会社小糸製作所　東京都港区高輪４丁目８番３号 |
| Ｅ43－７Ｒ－020011 | 車幅灯　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100―69021 | 〃 | 〃 |
| Ｅ43－６Ｒ－010010 | 方向指示器　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100－69020 | 〃 | 〃 |
| Ｅ43－６Ｒ－010011 | 方向指示器　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100－69021 | 〃 | 〃 |
| Ｅ43－112Ｒ－010010 | 前照灯　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100―69020 | 〃 | 〃 |
| Ｅ43－112Ｒ－010011 | 前照灯　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100―69021 | 〃 | 〃 |

○国土交通省告示第三百五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年十一月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

| 型式指定番号 | 特定定装置の種類、名称及び型式 | 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式） | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|
| ㊀Ｇ－2711 | 一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＴ４ | スズキ　ＤＢＡ－ＨＡ36Ｓ、マツダ　ＤＢＡ－ＨＢ36Ｓ | スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地 |

○国土交通省告示第三百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年十一月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

| 型式指定番号 | 特定装置の種類、名称及び型式 | 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式） | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|
| ㊀Ｇ－2712 | 一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＡＡＭＫ12ＣＥ２ | スズキ　ＤＡＡ－ＭＡ46Ｓ、三菱　ＤＡＡ－ＭＢ46Ｓ | スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地 |

○国土交通省告示第三百五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年十一月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一